に、「一・七一三」を「一・七五九」に、「一・五七五」を「一・六一八」に、「一・四八一」を「一・五二二」に、「一・四六一」を「一・五〇〇」に、「一・三五四」を「一・三九一」に、「一・三〇〇」を「一・三三五」に改め、別表第二第七号の表中「一四・八〇一」を「一五・二〇一」に、「一四・一二二」を「一四・五〇三」に、「一三・七三五」を「一四・一〇六」に、「一二・八〇二」を「一三・一四八」に、「一〇・八四五」を「一一・一三八」に、「九・六三四」を「九・八九四」に、「八・六六八」を「八・九〇二」に、「七・八六三」を「八・〇七五」に、「七・四三四」を「七・六二五」に、「六・四九八」を「六・六七三」に、「六・一八七」を「六・三五四」に、「五・四三六」を「五・五八三」に、「四・三二九」を「四・四四六」に、「三・九一〇」を「四・〇一六」に、「二・六七三」を「二・七四五」に、「二・二八七」を「二・三四九」に、「一・八九〇」を「一・九四二」に、「一・七九四」を「一・八四二」に、「一・七二七」を「一・七七四」に、「一・五八九」を「一・六三二」に、「一・四九三」を「一・五三三」に、「一・四七二」を「一・五一二」に、「一・三六五」を「一・四〇二」に、「一・三二一」を「一・三四六」に改め、別表第二第八号の表中「一四・八一四」を「一五・二一四」に、「一四・一三七」を「一四・五一九」に、「一三・七五〇」を「一四・一二二」に、「一二・八一五」を「一三・一六一」に、「一〇・八五八」を「一一・一五一」に、「九・六四二」を「九・九〇二」に、「八・六七六」を「八・九一〇」に、「七・八七一」を「八・〇八四」に、「七・四四一」を「七・六四二」に、「六・五〇四」を「六・六八〇」に、「六・一九三」を「六・三六〇」に、「五・四四〇」を「五・五八七」に、「四・三三三」を「四・四五〇」に、「三・九一五」を「四・〇二一」に、「二・六七六」を「二・七四八」に、「二・二八九」を「二・三五一」に、「一・八九三」を「一・九四四」に、「一・七九六」を「一・八四四」に、「一・七三〇」を「一・七七七」に、「一・五九一」を「一・六三四」に、「一・四九四」を「一・五三四」に、「一・四七三」を「一・五一三」に、「一・三六六」を「一・四〇三」に、「一・三一二」を「一・三四七」に改め、同表中「一四・八五八」を「一五・二五九」に、「一四・一七八」を「一四・五六一」に、「一三・七九一」を「一四・一六三」に、「一二・八五三」を「一三・二〇〇」に、「一〇・八九〇」を「一一・一四」に、「九・六七〇」を「九・九三一」に、「七・六六五」を「七・八九四」を「八・一〇七」に、「七・四六三」を「七・六六五」に、「六・五二三」を「六・六九九」に、「六・二一二」を「六・三八〇」に、「五・四五六」を「五・六〇三」に、「四・三四六」を「四・四六三」に、「三・九二七」を「三・九八二」に、「二・六八四」を「二・七五六」に、「二・二九五」を「二・三五七」に、「一・八九九」を「一・九五〇」に、「一・八〇二」を「一・八五一」に、「一・七三五」を「一・七八二」に、「一・四九八」を「一・五三八」に、「一・四七八」を「一・五一八」に、「一・三六」を「一・三九二」に改め、別表第二に次の一号を加える。

十　昭和三十二年四月二日以後に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一五・二五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五六一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・一六三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一三・二〇〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・一八四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九三一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九三六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・六六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六九九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三八〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六〇三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・四六三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	四・〇三三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・七五六
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三五七
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・九五〇
昭和五十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・八五一
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・六三八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・五三八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・五一八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・四〇八
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三五二
昭和六十一年四月二日以後に生まれた者	一・三五二

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第九条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十三号。附則第六条において「年金給付遅延加算金支給法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

附則別表に次の一号を加える。

十　令和六年度

昭和十五年度	八三〇・〇五五
昭和十六年度	六九八・五四一
昭和十七年度	六八二・八一三
昭和十八年度	六五三・九九四

別表第三中「一・二四〇」を「一・二七三」に、「一・二五〇」を「一・二八四」に、「一・二七八」を「一・三一三」に、「一・二八四」を「一・三一九」に、「一・二九〇」を「一・三二五」に、「一・三〇〇」を「一・三三五」に、「一・三四六」を「一・三四七」に、「以後」を「から昭和三十二年四月一日までの間」に、「一・三一六」を「一・三五二」に改め、同表に次のように加える。